

社会福祉法人大阪府家内労働センター
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府家内労働センター（以下「センター」という。）の定款第8条及び第22条等の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、センターの職員を兼ねる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員は、センターの職員を兼ね職員給与を支給しているため役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員は、業務に応じた報酬を支給することができることとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、前条第1号により無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬は、月額 5 万円とする。
- (2) 監事の報酬は、決算に係る事業報告及び決算書に係る監査業務に対し、次のとおりとする。
 - ① 会計士等の有資格者 5 万円
 - ② 福祉事業の知識経験者 3 万円
- (3) 苦情解決のための第三者委員の報酬は、苦情解決の調整等の業務に対して、日額 1 万円とする。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決のための第三者委員が、理事会、評議員会又は調整等の会議に出席した場合は、費用弁償として交通費を支給する。

- 2 交通費は、経済的な通常の経路・方法によって計算した実費相当額とする。
- 3 非常勤役員及び評議員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし理事長に対する報酬の支払いは、就任後2か月分をまとめ、2か月経過後に支給する。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに非常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 非常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、非常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 センターは、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

附則 この規程は、平成30年6月20日より施行する。